

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【公表番号】特表2013-519412(P2013-519412A)

【公表日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-027

【出願番号】特願2012-552463(P2012-552463)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月31日(2014.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

1つ以上の特徴が、皮下ベース部分の外表面上に提供される1つ以上の突出を含み、該1つ以上の突出により、該デバイスが押し込み適合作用により相補的な陥凹内に固定されることが可能になる、請求項1または2記載のデバイス。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

皮下ベース部分が、粗い表面および骨一体化を促進するコーティングの少なくとも1つを含む、請求項1～3いずれか記載のデバイス。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

皮下ベース部分が、骨内に形成された陥凹の周縁部の周りの骨の外表面とかみ合うための突出したへりを含む、請求項1～4いずれか記載のデバイス。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

皮下ベース部分が、経皮部分に取り付け可能な第1のパートおよび該第1のパートから突出する伸長区画を含み、該デバイスが体内に埋め込まれた場合、該伸長区画の全体が骨内に形成された陥凹内に配置される、請求項1～5いずれか記載のデバイス。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 9】

2つ以上のポートを含む、請求項 1 ~ 8 いずれか記載のデバイス。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 10】

細菌フィルターおよび空気排出口の少なくとも1つを含む、請求項 1 ~ 9 いずれか記載のデバイス。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 11】

皮下ベース部分が、少なくとも1つの遠くに埋め込まれたポンプからの流体を受けるための少なくとも1つの皮下流体流入口を含み、少なくとも1つの皮下流体流入口で受けられた流体が、1つ以上のポートにルート決定可能である、請求項 1 ~ 10 いずれか記載のデバイス。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 12】

経皮部分の少なくとも一部が、組織が内に伸びることを促進する周囲表面を含む、請求項 1 ~ 11 いずれか記載のデバイス。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 13】

請求項 1 ~ 12 いずれか記載の埋め込み可能経皮流体送達デバイス、

1つ以上のルーメンを有する供給チューブ、

流体を1つ以上の流出口へとルート決定するための、1つ以上の流入口を有する埋め込み可能ルーターユニット、および

1つ以上の実質内カテーテルデバイス

を含む神経学的装置であって、

該経皮流体送達デバイスの1つ以上のポートは、該供給チューブを介して該ルーターユニットの1つ以上の流入口に連結され、該1つ以上の実質内カテーテルデバイスは、該埋め込み可能ルーターユニットの1つ以上の流出口に連結される、神経学的装置。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 15

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 1 5】

経皮流体送達デバイスの皮下ベース部分が適合され得る骨内の陥凹を切断するための鋳型を提供する、請求項 1 ~ 1 2 いずれか記載の経皮流体送達デバイスを埋め込むためのジグ。